

# 患者プライバシー保護に関する指針

2005年5月24日評議員会承認

## 1. 年次講演会を含む各種講演会関係

- 1) 講演内容あるいはスライド等において、患者を特定できないようにする。  
必要な場合は、本人の承諾を得た旨の書面を要する。

## 2. 雑誌関係

- 1) 文中あるいは写真において、患者を特定出来ないようにする。  
必要な場合は、本人の承諾を得た旨の書面を要する。

## 3. 認定試験関係

- 1) 下記の受験者提出書類等において、患者を特定出来ないようにする。  
病歴要約  
受持入院患者一覧表  
手術記録  
剖検報告書
- 2) 試験問題には、患者を特定できる情報を入れない。

## 4. 認定施設関係

- 1) 下記の認定教育施設等の調査書類において、患者を特定出来ないようにする。  
認定教育施設調査書

付記) 各項目の目的遂行のため、本学会が必要と判断して特別に取得した、個人名あるいは個人を特定できる情報が記載された書類およびデータを入手した場合、外部に漏れることのないよう厳重に保管する。